**江戸川区公契約条例に関するお知らせ（工事請負契約）**

資料４－２

２

|  |  |
| --- | --- |
| 件　　名 |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期間 | 令和　　年　　月　　日　　から　　令和　　年　　月　　日 |

上記の業務は、江戸川区公契約条例に定める「対象契約」に該当します。同条例では、江戸川区が定める基準額以上の賃金等を適用労働者に支払うこと等が規定されています。

**○ 江戸川区公契約条例の適用労働者の範囲**

|  |  |
| --- | --- |
| 適用労働者 | ・正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者などの雇用形態は問わず、当該業務に従事する者（労働基準法第９条に規定する労働者）  ・請負契約により当該業務に従事する者（いわゆる一人親方） |
| 適用を受けない  労働者 | ・同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人  ・労働基準法第９条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）  ・最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る）  ・適用契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者等）  ・工事請負契約の場合の現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者  ・適用契約に従事した時間が１か月あたり３０分未満の者 |

**○ 労働報酬下限額**

適用労働者に対して支払われるべき１日当たり又は１時間当たりの労働報酬の下限を「労働報酬下限額」といいます。適用労働者は、労働報酬下限額から算出する基準額以上の賃金等を受け取ることができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 労働報酬下限額 | 別表のとおり |

**○ 申出をする場合の申出先**

適用労働者は、基準額以上の賃金等を受け取っていない場合は、その旨を受注者、下請負者又は江戸川区に文書で申出することができます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申出先 | | 申出書提出先 | 連絡先 |
| 受注者 |  |  |  |
| 受注  関係者 |  |  |  |
| 発注者 | 江戸川区総務部  契約課契約係 | 〒132-8501  江戸川区中央一丁目４番１号 | 03-5662-1005（直通） |

※ 条例では、受注者等は、適用労働者が上記の申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないと定めています。

32

別表　令和７年度労働報酬下限額について（工事請負契約）

　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円／１日当たり）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 職種 | 労働報酬下限額 |  | 職種 | 労働報酬下限額 |
| 1 | 特殊作業員 | 26,910 | 27 | 普通船員 | 27,720 |
| 2 | 普通作業員 | 24,120 | 28 | 潜水士 | 44,910 |
| 3 | 軽作業員 | 16,650 | 29 | 潜水連絡員 | 32,850 |
| 4 | 造園工 | 24,390 | 30 | 潜水送気員 | 31,860 |
| 5 | 法面工 | 30,060 | 31 | 山林砂防工 | 28,890 |
| 6 | とび工 | 29,610 | 32 | 軌道工 | 51,660 |
| 7 | 石工 | 29,520 | 33 | 型わく工 | 28,530 |
| 8 | ブロック工 | 27,450 | 34 | 大工 | 27,360 |
| 9 | 電工 | 29,340 | 35 | 左官 | 29,700 |
| 10 | 鉄筋工 | 29,340 | 36 | 配管工 | 25,740 |
| 11 | 鉄骨工 | 26,640 | 37 | はつり工 | 27,090 |
| 12 | 塗装工 | 31,050 | 38 | 防水工 | 32,490 |
| 13 | 溶接工 | 33,300 | 39 | 板金工 | 30,780 |
| 14 | 運転手（特殊） | 27,450 | 40 | タイル工 | 24,390 |
| 15 | 運転手（一般） | 22,860 | 41 | サッシ工 | 28,890 |
| 16 | 潜かん工 | 33,300 | 42 | 屋根ふき工 | 30,510 |
| 17 | 潜かん世話役 | 39,870 | 43 | 内装工 | 29,700 |
| 18 | さく岩工 | 35,640 | 44 | ガラス工 | 28,440 |
| 19 | トンネル特殊工 | 32,220 | 45 | 建具工 | 25,635 |
| 20 | トンネル作業員 | 27,900 | 46 | ダクト工 | 26,640 |
| 21 | トンネル世話役 | 36,450 | 47 | 保温工 | 24,930 |
| 22 | 橋りょう特殊工 | 31,320 | 48 | 建築ブロック工 | 26,448 |
| 23 | 橋りょう塗装工 | 31,950 | 49 | 設備機械工 | 25,200 |
| 24 | 橋りょう世話役 | 36,540 | 50 | 交通誘導警備員A | 18,180 |
| 25 | 土木一般世話役 | 29,160 | 51 | 交通誘導警備員B | 15,840 |
| 26 | 高級船員 | 34,380 |  | | |

※ただし、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者として取り扱う者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1日当たり12,950円とする。

33